

## ○あま市子ども・若者支援地域協議会要綱

平成30年9月25日

教委告示第18号

### (設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども等」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、あま市・大治町子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 相談等への対応及び必要な指導に関すること。
- (4) 支援状況の把握に関すること。
- (5) 支援に係る調査、研究、協議、研修、広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、あま市、大治町又は別表第1に掲げる機関若しくは団体（以下「関係機関等」と総称する。）の職員又は構成員で構成する。

2 前項のあま市及び大治町の職員は、別表第2に掲げる課等の者とする。

3 協議会に会長を置き、あま市教育委員会教育長及び大治町教育委員会教育長の互選により、これを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、あま市教育委員会事務局教育部生涯学習課及び大治町教育委員会事務局社会教育課において処理する。

### (代表者会議)

第5条 協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の運営に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

3 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成する。

4 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。

(実務者会議)

第6条 関係機関等が相互の連携を円滑に図るため、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 支援に係る事例の把握に関すること。
- (3) 支援を推進するための調査・研究、研修、広報及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成する。

4 実務者会議は、あま市教育委員会事務局教育部生涯学習課長又は大治町教育委員会事務局社会教育課長が招集する。

(個別ケース検討会議)

第7条 困難を有する子ども等の具体的な支援について検討するため、個別ケース検討会議を置く。

2 個別ケース検討会議は、困難を有する子ども等に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 具体的な支援方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要なこと。

3 個別ケース検討会議は、その検討に係る関係機関等の担当者により構成する。

4 個別ケース検討会議は、あま市教育委員会事務局教育部生涯学習課長又は大治町教育委員会事務局社会教育課長が招集する。

(協力要請等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第9条 協議会、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を構成する者及び前条の規定により協力を求められた者は、正当な理由なく、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	名称
国及び県の機関	津島公共職業安定所 愛知県津島保健所 愛知県海部児童・障害者相談センター 愛知県津島警察署
社会福祉団体	社会福祉法人あま市社会福祉協議会 社会福祉法人大治町社会福祉協議会
民間支援団体	特定非営利活動法人 I C D S 特定非営利活動法人オレンジの会 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむ 親の会 らんぷるうむ

別表第2（第3条関係）

区分	名称
あま市及び大治町の 関係課等	あま市教育委員会事務局教育部生涯学習課 あま市教育委員会事務局教育部学校教育課 あま市福祉部社会福祉課 あま市福祉部子育て支援課 あま市市民生活部健康推進課 大治町教育委員会事務局社会教育課 大治町教育委員会事務局学校教育課 大治町福祉部民生課 大治町福祉部子育て支援課 大治町福祉部保健センター